

豊福政第 6 号

令和 5 年（2023 年）4 月 3 日

介護保険サービス事業者
管理者 様

豊中市福祉部長寿社会政策課長

介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費
過誤申立依頼書の提出方法の変更について（通知）

日ごろは、当市の高齢者保健福祉行政及び介護保険事業について、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の過誤申立依頼書については、現在、紙もしくはデータを保存した CD での提出をお願いしておりますが、令和 5 年 4 月からは豊中市電子申込システムから過誤申立依頼書の提出が可能となり、豊中市電子申込システムでの提出の場合は紙の提出は不要となります。豊中市電子申込システムでの提出方法については、別紙の「過誤申立依頼書電子申込システム提出手順書」をご参照ください。これまでの、窓口、郵送での CD による過誤申立依頼書の提出も可能です。

また、今回の提出方法の変更に伴い、過誤申立依頼書の様式を変更いたします。今後は新しい様式での提出をお願いいたします。**今回の通知は過誤申立の提出方法を変更するもので、過誤の制度が変わるものではありません。**

このほか過誤申立についての詳細は「介護給付費及び総合事業費過誤申立要領」をご参照いただき、ご不明な点がございましたら下記お問い合わせ先までご連絡ください。

豊中市電子申込システムは下記の URL、市ホームページのリンクから提出できます。

URL:https://s-kantan.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4349

電子申込システムのリンク、各種様式の掲載場所

市ホームページ→健康・福祉・医療→介護保険・高齢者福祉→介護保険→介護保険（事業者向け）→書式ダウンロードサービス→過誤申立関連の書式

<お問い合わせ>

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 計画推進係
〒561-8501

豊中市中桜塚 3-1-1 第二庁舎 3 階

TEL：06-6858-2881 FAX：06-6858-3146

E-mail：chouju@city.toyonaka.osaka.jp